

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第15号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 青少年センターに勤務する職員のうち任命権者が別に定める職員又は生涯学習センター若しくはつる舞の里歴史資料館に勤務する職員の項中「生涯学習センター」を「図書・学び交流課（図書担当を除く。）」に改め、図書館に勤務する職員の項中「図書館」を「図書・学び交流課図書担当」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。